

「道路トンネル維持管理便覧【本体工編】令和2年版」 正誤表

令和2年8月に発刊されました「道路トンネル維持管理便覧【本体工編】令和2年版」に誤りがありましたので以下のとおり訂正させていただきます。

2021年2月

頁	箇所	誤	正	備考	適用
184	表-4.2.7 のタイトル	・・・ <u>判定</u> の目安例・・・	(略) 対策区分 の目安例	判定→対策区分	第2刷で修正
184	表-4.2.7 の右上欄	<u>判定区分</u>	対策区分	判定→対策区分	第2刷で修正
190	表-4.2.11 の左上欄	<u>判定区分</u>	対策区分	判定区分→対策区分	第2刷で修正
205	5行目	ただし、これらの <u>判定区分</u> は・・・	ただし、これらの 対策区分 は・・・	判定区分→対策区分	第2刷で修正
付-33	11行目 12行目	・・・大規模はく落部分については、事前にポリマー <u>(不要な改行)</u> セメントモルタルにて断面修復を行った。・・・	・・・大規模はく落部分については、事前にポリマーセメントモルタルにて断面修復を行った。・・・	不要な改行を修正	第2刷で修正
付-49	(3)	① <u>無筋コンクリート区間については、ひび割れ幅が3mm以上のひび割れを対象にひび割れ注入工を実施した。</u> ② うき・はく離が生じている箇所では断面修復ならびに当て板工を施工する箇所は、下地処理として0.5mm以上のひび割れに対しひび割れ注入工を実施した。ひび割れ部は乾燥していたことから、注入材はエポキシ樹脂を採用した。	① うき・はく離が生じている箇所では断面修復ならびに当て板工を施工する箇所は、下地処理として0.5mm以上のひび割れに対しひび割れ注入工を実施した。ひび割れ部は乾燥していたことから、注入材はエポキシ樹脂を採用した。	①の事例は適用が無かったため削除	第2刷で修正